

## **[事案 26-163] 入院給付金支払請求**

・平成 27 年 7 月 8 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款の支払事由に該当しないとの理由で、入院給付金が一部しか支払われないことを不服とし、支払いを求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 14 年 7 月に契約した医療保険について、平成 26 年 1 月から 5 月まで、右腓腹筋不全断裂等により入院したが、入院給付金が 30 日分しか支払われなかった。しかしながら、以下の理由により、全期間の入院給付金を支払ってほしい。

入院は医師が必要と判断したものであり、外来通院が不可能なため入院治療を受けており、長期化したのは入院中に買い物に行く際に転倒したとためである。

### **<保険会社の主張>**

不支払いとした平成 26 年 2 月以降の入院治療は、約款に定める「入院」の定義（「日本国内の医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、日本国内にある病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。」）に該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書を含む）にもとづく審理の他、本件入院の内容の医学的判断の参考とするため、独自に第三者の医師の意見書を入手し審理の参考とした。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の症状は、入院の必要性があるような重篤なものではなかったことが推認され、入院当初より、湿布、ホットパック、内服薬の投与、鎮痛剤の点滴が行なわれたがいずれも外来で実施可能な治療であること、入院中に他院受診や買い物に外出していることから、通院による治療が可能であったと判断され、約款上の「入院」に該当しないものと判断した。また、保険会社が入院給付金を一部支払った対応は申立人に有利な対応であるので正当な対応であると判断し、その他保険会社に指摘すべき特段の事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。